

第3章 中央官庁

中央官庁とインターネット

▶ 情報公開法の制定と文書管理ルール統合が課題 ◀

基盤整備と計画の進展

日本の中央官庁の情報化は、ハードウェアやネットワーク基盤の整備、政府情報化のための計画策定などの点では着実に進展しつつある。

中央省庁の本省では、1997年度では職員1人に1台のコンピュータが整備され、98年度からは地方支分局が整備の焦点となっている。省庁間を結ぶ霞ヶ関WANには20省庁が参加している。また、首相官邸を筆頭に大臣が率いる1府12省8大臣庁の全てがウェブページを設置して広報・広聴活動を行っている。

中央官庁の情報化の政策の基本となるのは「行政情報化推進基本計画」（以下「基本計画」）である。基本計画は1994年に最初に策定され、1995年度から実施に移されてきたが、その後の進捗状況や環境の変化に対応して、1997年12月に改定された。94年の計画には、「インターネット」の文字も見られず、情報技術を使った行政の効率化という観点が目立ったのに対して、改定計画では、インターネットの急速な普及に代表される社会の情報化の進展に行政が追いつくための施策がはっきりと盛り込まれた。たとえば行政情報を市民に伝達する手段としてインターネットなどを積極的に活用することが明記され、ワンストップサービス（手続きの申請が一か所ですべてできるようにすること）の実現や、申請・届出などの電子化などによって市民への負担を軽減するといったサービスの向上も重視されている。

これらの目的を達成するため、規格などの標準化も徐々に進んでいる。行政情報の共有化のために、「白書等データベースの統一的な仕様」、「行政情報の社会的活用のためのクリアリング（所在案内）システムの統一的な仕様」（ともに平成8年6月18日行政情報システム各省庁連絡会議幹事会了承）、「電子公文書の文書型定義（DTD）の統一的な仕様」（平成10年3月31日各省庁事務連絡会議了承）などが定められてきている。その内容は国民への情報提供のために、インターネット、特にウェブを主な手段にすることを明確に想定したものである。

中央官庁によるインターネット利用の現状

では、中央官庁によるインターネット利用の実状は、この計画の構想に対してどのレベルにまで来ているだろうか。

白書の要約版、組織図、報道発表資料程度の情報提供から出発した中央官庁のウェブページだったが、現在では多くの省庁で、審議会や研究会の議事抄録、新規施策の説明資料、各種の報告書など、政策形成過程についての最新情報もかなり提供されるようになってきた。先行した省庁では、ウェブサーバーに蓄積された情報の量も増えており、そろそろ目的の情報にたどり着くのに困難を感じさせる状況さえ生じてきている。

そこで、厚生省・郵政省など一部の省では、自省のサーバーにある情報を対象とした検索サービスを提供し始めている。また、自治省の地方分権関係の情報など、他官庁のサーバーで提供されている関連情報にもリンクを張るなど、省庁の壁をこえた情報提供も一部に見られるようになってきている。これを見ると、「基本計画」が掲げる行政情報への総合的な所在案内システムが徐々に始まっていることがわかる（図1）。

だが、残念ながらこれらはまだ例外的な部類で、しばしば縦割り行政の壁が邪魔になって目的の情報を効率的に探し出すことができない。たとえば、行政情報化のための総合調整を担当している総務庁のウェブページにおいてさえ、同じ庁内の別の局の提供する関連情報に簡単にはたどり着けなかったりするものが実状である。

また、政策形成過程の情報は、多少流れるようになってきたという段階であって、まだまだ不十分である。ワードプロセッサで版下を作り、簡易印刷・製本によって関係者に配布される資料、いわゆる「灰色文献」のうち、ウェブに掲載されるものは、まだまだごく一部にとどまっている。

許認可の申請や各種の届出などの電子化は、「基本計画」でも重視されている点ではあり、「電子化に対応した申請・届出等手続の見直し指針」（平成8年9月2日行政情報システム各省庁連絡会議了承、平成9年7月18日改定）に基づいた検討が進めら

図1 試行運用が始まった「行政情報の総合案内」ページ
<http://www.clearing.admix.ne.jp/>

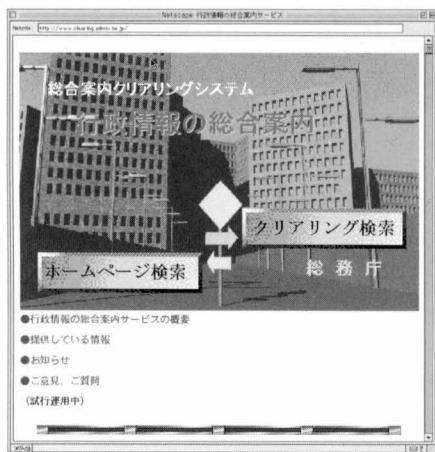


図2 電子化に対応した申請・届出等の改善事例集（概要）
<http://www.somucho.go.jp/gyoukan/kanri/sinsei02.htm>

電子化に対応した申請・届出等の改善事例集（概要）

○電子化に対応した申請・届出等の改善事例集（概要）

区分	自治体関係事務の電子化 （自治体情報提供システム）	自治体関係事務の電子化 （自治体情報提供システム）	自治体関係事務の電子化 （自治体情報提供システム）	自治体関係事務の電子化 （自治体情報提供システム）	自治体関係事務の電子化 （自治体情報提供システム）	自治体関係事務の電子化 （自治体情報提供システム）	自治体関係事務の電子化 （自治体情報提供システム）
所管官庁	大蔵省	厚生省	建設省	農林省	国土庁	運輸省	建設省
電子化の種別	オンライン	オンライン	オンライン	オンライン	オンライン	オンライン	オンライン
導入の時期	1997年度 （平成9年度）	1997年度	1997年度	1997年度	1997年度	1997年度	1997年度
電子化の内容	建設省の建設関係事務の電子化（建設関係事務システム）	建設省の建設関係事務の電子化（建設関係事務システム）	建設省の建設関係事務の電子化（建設関係事務システム）	建設省の建設関係事務の電子化（建設関係事務システム）	建設省の建設関係事務の電子化（建設関係事務システム）	建設省の建設関係事務の電子化（建設関係事務システム）	建設省の建設関係事務の電子化（建設関係事務システム）
申請・届出等の手続	建設省の建設関係事務の電子化（建設関係事務システム）	建設省の建設関係事務の電子化（建設関係事務システム）	建設省の建設関係事務の電子化（建設関係事務システム）	建設省の建設関係事務の電子化（建設関係事務システム）	建設省の建設関係事務の電子化（建設関係事務システム）	建設省の建設関係事務の電子化（建設関係事務システム）	建設省の建設関係事務の電子化（建設関係事務システム）
電子化のメリット	建設省の建設関係事務の電子化（建設関係事務システム）	建設省の建設関係事務の電子化（建設関係事務システム）	建設省の建設関係事務の電子化（建設関係事務システム）	建設省の建設関係事務の電子化（建設関係事務システム）	建設省の建設関係事務の電子化（建設関係事務システム）	建設省の建設関係事務の電子化（建設関係事務システム）	建設省の建設関係事務の電子化（建設関係事務システム）
備考	建設省の建設関係事務の電子化（建設関係事務システム）	建設省の建設関係事務の電子化（建設関係事務システム）	建設省の建設関係事務の電子化（建設関係事務システム）	建設省の建設関係事務の電子化（建設関係事務システム）	建設省の建設関係事務の電子化（建設関係事務システム）	建設省の建設関係事務の電子化（建設関係事務システム）	建設省の建設関係事務の電子化（建設関係事務システム）
区分	建設省の建設関係事務の電子化（建設関係事務システム）	建設省の建設関係事務の電子化（建設関係事務システム）	建設省の建設関係事務の電子化（建設関係事務システム）	建設省の建設関係事務の電子化（建設関係事務システム）	建設省の建設関係事務の電子化（建設関係事務システム）	建設省の建設関係事務の電子化（建設関係事務システム）	建設省の建設関係事務の電子化（建設関係事務システム）

れている。しかし、今のところごく一部でオフラインによる電子化（磁気媒体による提出）が実現され始めた段階である（図2）。関係する複数の届け出を、ネットワーク上で一度に行うことは、通関業務関係など、ごく一部の先行実験的な領域に限られている。ネットワーク上での本人認証や情報の改ざん防止などの問題を解決することが当面の課題とされ、多くの行政窓口がオンライン化するのは、その課題の解決を待ってからという運びのようである。

本人かどうかの確認に関しては、1998年3月に法案が閣議決定された住民基本台帳コード（住民票に基づく個人識別コード）が実現すれば、行政サービスに関しては一定のオンライン化が進む可能性がある。しかし一方で、個人情報の一元的な管理につながるのではないかとという反発感情もあり、他方では、プライバシーの保護を厳密にするためのガードが固すぎて、実現しても使いにくいのではないかと指摘もある。社会の情報化が進展してきたという環境のもとで、電子的な手段による利便と、それに伴うリスクや抵抗感とのバランスについて、共通理解をどのように作っていくのかが問われる問題である。

情報公開法と文書管理規則の統合が課題

日本の中央官庁の問題点である「縦割り」の弊害は、上にも指摘したように情報化においても当てはまる。文書管理のルールは省庁ごとに定められ、横の調整は行われていない。国レベルには情報公開制度が存在せず、どのような情報を公開するかについても各省庁が個別に判断している。

これらの問題点の克服については、アメリカ連邦政府の取り組みが参考になる。

米国の中央省庁の情報管理のシステムでは、行政管理予算庁という統制官庁に強い権限が与えられている。たとえば、文書業務削減法（1981年制定、95年改正）に基づいて、各省庁が求める情報処理負担（届出書類などの作成のために企業や個人にかかる負担）について査定する権限を同庁は持つ。

ウェブによる情報公開についても、情報自由法（情報公開法）が定める統一ルールのもとに行われている（図3、図4）。各省庁は同法が「閲覧に供すべき情報」と定めるものについては常時市民がアクセスできるようにしなければならない。この条項自体は以前から存在し、物理的に市民が閲覧できるような措置をとってきたが、1996年の同法改正（「電子情報自由法」

と呼ばれた）に伴って、それ以後作成される「閲覧に供すべき情報」は全て電子的にも提供しなければならなくなった。この条項が発効した1997年11月以降は、米連邦政府各省庁のウェブページは情報自由法の義務を果たすための手段となっており、その結果としてどの省庁のウェブページでも、最低限「閲覧に供すべき情報」は必ず提供されるようになっている。

日本においては情報公開法案がようやく国会に提出されたところである（図5）。コンピューターやネットワークがいかに整備され、情報化の計画がいかに周到に整備されても、それだけでは形だけのことに過ぎない。情報の公開という原則のもと、政策情報を国民と共有しながら意思決定をしていくルールを実現していくことが求められているのである。

（廣瀬克哉・法政大学教授）

参考文献：『インターネットが変える世界』

（廣瀬克哉・古瀬幸広/岩波書店刊/1996）

「特集インターネット」

（『都市問題』、廣瀬克哉 他/東京市政調査会/1998.3）

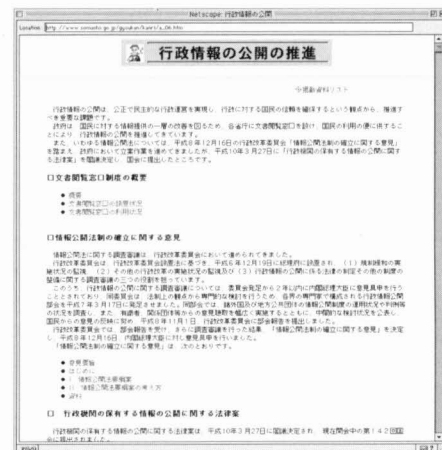
図4 「電子情報公開法」の成立を解説する米司法省のページ
http://www.usdoj.gov/oip/foia_updates/Vol_XVII_4/page1.htm



図3 アメリカにおける行政情報の所在案内窓口
http://www.access.gpo.gov/su_docs/gils/gils.html



図5 総務庁ページの情報公開法案などに関する説明
http://www.somuchio.go.jp/gyoukan/kanri/a_06.htm





[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容（技術解説、データ、URL、名称など）は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者（執筆者、写真・図の作成者、編集部など）が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元（株式会社インプレスR&D）などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D（初期は株式会社インプレス）と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接的および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp